

1 目 的

- いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- すべての児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組む。

2 組 織

いじめ対策委員会…校長をはじめ全職員

3 いじめの防止のための手立て

- 自己肯定感を高める指導
 - ・ 日常的によいこと見つけの活動を取り入れ、児童をプラス評価する場面を増やす。
 - ・ 縦割り班活動において児童の自主活動を推進し、異学年交流をはかり、自己有用感を高める。
 - ・ 個々に仕事を任せ、評価することで、集団への所属感を味わわせる。ほめる指導を基本にし、指導または支援した場合は必ずその児童のその後の変容を見届け評価する。
- 児童理解と観察
 - ・ いつもと様子が違ったり、ふさぎ込んだりしている児童がいないかなど、児童の表情・態度をよく観察し、必要に応じてよく話を聴く。
 - ・ 休み時間に1人でいたりグループでの活動を嫌がったりする児童がいないかなど、孤立しがちな児童をよく観察する。
 - ・ 教育相談を実施し児童の思いや悩みの把握に努めたり、保健室前に「なかよしポスト（お悩み相談）」を設置して、養護教諭にいつでも相談できる体制をつくったりする。
- いじめアンケートと個人面談
 - ・ 年3回、生活アンケート（生活・心の両面を問う）を実施し、それを資料として、児童全員に個別面談を行い、児童の悩みや人間関係を把握する。また、実施したアンケートは、3年間学校保管する。
- 全職員での情報交換の会
 - ・ 学期に1回、いじめ不登校対策委員会を開く。また、職員会議後に、毎回全職員で生徒指導情報交換を行う。
- 人権教育
 - ・ いじめを生まない学級づくりをテーマに学級会を開き、児童の意識を高める。
 - ・ 12月の全国人権週間には人権集会を開き、全校児童に人権について考える場を設定する。
- 情報モラル教育の充実
 - ・ ネット上のいじめを防止するために、情報モラル教育を充実させる。

4 いじめが発見された場合の対応

- 初動の対応
いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、随時、全職員に報告する。全職員で情報収集に努める。生徒指導担当は、情報の詳細を職員に報告するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。
- いじめ対策委員会の協議
いじめ対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。
- 実態把握・解消に向けての対応
いじめ対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、生徒指導主事・担任を中心にして実態把握・解消に向けて、全職員で対応する。
- 事後の支援
被害児童についても加害児童についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

5 その他

- 毎月の月初めに前月のいじめの報告を含む生徒指導資料を教育委員会に提出する。